

生物多様性の保全に資する生き物調査物品貸出要綱

(令和7年3月19日環境局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市内において生物多様性の保全活動に取り組む者に対し、専門的な生き物調査に係る負担の低減を図るため、生き物調査用の物品の貸出に関して、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象物品)

第2条 貸出対象とするのは、環境局環境部環境共生課（以下「環境共生課」という。）が保有するセンサーカメラ（電池、SDカードを除く）5個（以下、「貸出品」という。）とする。

(貸出対象者)

第3条 貸出品を借受けることができる者は、市内において生物多様性の保全活動に取り組み、市内で貸出品を利用しようとする団体または個人とする。

(貸出料)

第4条 貸出料は無料とする。

(貸出基準)

第5条 貸出品の貸出期間は、貸出日から30日以内とする。

2 貸出品の貸出及び返却は、開庁日の8時30分から17時00分（12時00分から13時00分を除く）までの間に、環境共生課にて行うものとする。

3 貸出品の貸出個数は、1活動地につき一回の貸出にあたり2個までとする。

(貸出手続)

第6条 貸出品の借受けを希望する者は、「生き物調査物品貸出申込書（様式第1号）」を市長あて提出しなければならない。

2 貸出品の貸出は、申込みの先着順とし、貸出日は45日先の日付から申込みをすることができる。ただし、当該年度に既に貸し出しを受けたことがある者は、貸出日は30日先の日付から申込みをすることができる。

3 貸出品を借受けた者（以下「借受人」という。）は、使用終了後、貸出品を速やかに返却し、「生き物調査実施報告書（様式第2号）」を環境共生課に提出するものとする。

(禁止事項)

第7条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 貸出品を仙台市外で使用する

(2) 貸出品を生物多様性の保全推進を図るための生き物調査以外の用途に使用すること

(3) 貸出品を第三者に譲渡又は転貸すること

(4) 貸出品を変造すること

(5) 貸出品を利用して調査請負等の事業を行うこと

2 市長は、借受人が前項各号に掲げる禁止事項に違反した場合は、貸出を中止することができる。

- 3 前項の規定による貸出の中止に伴い、借受人に損害等が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

（遵守事項）

第8条 借受人は、貸出品の使用及び保管にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に貸出品を善良な管理者の注意をもって使用し、保管すること
- (2) 貸出品使用中は、機械を破損又は汚損しないよう十分に注意し、使用後は清掃を行い、汚れ等を落とすこと
- (3) 貸出品使用中、機械に異常を感じたら、直ちに使用を中止して環境共生課まで連絡し、その指示に従うこと
- (4) 公道その他人が通常利用する場所に向けて貸出品を設置しないこと

（賠償責任）

第9条 借受人は貸出品を破損し、又は紛失した場合は速やかに環境共生課に連絡するものとする。

- 2 市長は、借受人が貸出品を故意若しくは重大な過失により破損し、又は紛失したときは、現品代納その他の弁償をさせることができる。
- 3 貸出品の貸出中に生じた事故、第三者に与えた損害等については、借受人が一切の責任を負うものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境共生課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。